

1. 目的

一般財団法人東京六大学野球連盟(以下「本連盟」という)では、本連盟において野球競技を行う者の権利利益を保護するために、通報相談窓口を設置し、日本学生野球憲章及び野球競技の場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正、再発の防止に努め、もって野球競技の真の健全な発展を図っていきます。

2. 通報相談窓口を利用できる者

- (1) 本連盟に登録されている野球部員
- (2) 本連盟に登録されている役職員
- (3) 上記(1)(2)のいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから6か月を経過しない者

3. 通報相談窓口

通報相談窓口を以下のとおり設置し、不当な行為等に関する相談に応じます。

中村合同特許法律事務所 富岡 英次 (とみおか えいじ) 弁護士
佐竹 勝一 (さたけ しょういち) 弁護士

(連絡先) 〒100-8355 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 新東京ビル6階
電話:03-3211-1037 FAX:03-3214-6367
メール: e_tomioka@nakapat.gr.jp
s_satake@nakapat.gr.jp

注)お電話での通報は受け付けておりませんのでご注意ください。

4. 通報相談窓口では対応できない事項

- (1) 係争中のもの
- (2) 匿名による通報のもの
- (3) 電話による通報のもの
- (4) 被通報者が本連盟の役員、野球部員に関わらずリーグ戦における審判員の判定に起因するもの

5. 通報対象事項の事実調査

- (1) 通報相談窓口と本連盟コンプライアンス委員会は協力して事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、特定されないよう十分に配慮の上、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で調査を行います。
- (2) 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、通報相談窓口利用者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮し通報相談窓口利用者に通知します。
- (3) 調査結果は、可及的速やかに取りまとめ遅滞なく通知します。

6. その他

上記の他、通報相談窓口の利用にあたっては「東京六大学野球連盟通報相談処理規程」に基づいて対応します。